



○違約金に関する事項

見積者は、この見積に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償として、他の見積者と連帯してこの見積に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、公益財団法人福岡市水道サービス公社が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければなりません。

- (1) 刑法第96条の3の罪（談合罪等）を犯したとき。
- (2) 独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止等）の規定に違反する行為を行ったとき。
- (3) 独占禁止法第8条の3の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったとき。

○注意事項

契約決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額欄に記載してください。